

策定 平成 20 年 3 月

改定 令和 5 年 月

札幌市市有施設の工事に伴う石綿災害防止要領

令和 5 年 月

札幌市アスベスト問題対策会議

<趣旨>

本市発注工事においては、これまで平成17年の石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）の制定を受け、札幌市アスベスト問題対策連絡会議で平成20年3月に策定された「市有施設の工事に伴うアスベスト災害防止の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、建築物の石綿及び石綿含有建材（以下「石綿等」という。）の使用状況等を施工業者に情報提供するなど適切な措置を講じ、工事施工における石綿災害防止に取り組んできたところである。

その後令和2年に、労働者の石綿ばく露防止対策及び石綿飛散による大気汚染防止対策の一層の充実を目的として、石綿則及び大気汚染防止法（以下「大防法」という。）が改正され、元請業者による事前調査の方法や発注者への書面による報告などが明確化された。

本要領は、前述の内容を踏まえ、引き続き石綿災害防止に努めるよう、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の発注者の責務として課されている配慮義務[※]を果たすための取組等を明確化し、手引きを「札幌市市有施設の工事に伴う石綿災害防止要領」として改定するものである。

なお、本要領は主に発注者としての取組をまとめているものであるため、施工段階における詳細な作業基準や注意事項等については、「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」（以下「飛散防止対策マニュアル」という。）を参照されたい。

令和5年（2023年） 月 日

（この要領の照会・問合せ先：都市局建築部建築工事課）

※（関係規定）

石綿障害予防規則第8条第1項～第2項

大気汚染防止法第18条の15第2項、第18条の16第1項

目次

1 石綿等の使用状況調査の概要

2 予算見積りにおける取組

- (1) 施設管理部局への石綿等の使用状況の確認
- (2) 既存設計図書等の確認
- (3) 現地目視調査
- (4) 含有が不明な場合の対応

3 設計業務における取組

- (1) 設計業務の委託特記仕様書の作成等
- (2) 既存設計図書等の提供
- (3) 設計者による事前調査
- (4) 調査結果の施設管理部局への報告
- (5) 設計図書への調査結果の反映

4 工事における取組

- (1) 石綿等の使用状況等の通知
- (2) 施工者による事前調査
- (3) 事前調査の結果に伴う変更への対応
- (4) 調査結果の施設管理部局への報告
- (5) 施工方法の確認等
- (6) 各種届出の確認等
- (7) 事前調査後に新たな石綿含有建材が発覚した場合の対応
- (8) 作業完了の報告

5 別途発注工事等との情報共有

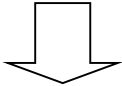
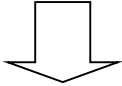
6 石綿飛散防止対策の周知徹底

1 石綿等の使用状況調査の概要

石綿則及び大防法において、建築物等の解体等工事に先立つ石綿等の使用状況の調査は施工者に義務付けられている。一方、発注者においても、事前調査や作業記録の作成が適切に行われるよう協力、配慮することが義務づけられており、石綿等の使用状況等を発注者から施工者に通知する努力義務も併せて課されている。

石綿災害防止については、これらの義務を適切に実施し、事業の各段階で石綿等の使用状況の調査等を徹底すると共にそれらの情報を設計者及び施工者と共有することが重要である。

<事前調査概要と事業の流れ>

予算 見積段階	<発注者による事前確認> <ul style="list-style-type: none">・ 施設管理部局への石綿等の使用状況の確認・ 既存設計図書等及び現地調査による目視確認
	調査に必要な資料の提供
設計段階	<設計者による事前調査> <ul style="list-style-type: none">・ 既存設計図書等及び現地目視調査・ 石綿事前調査等結果報告書の作成・ 施設管理部局への調査結果の報告 <設計図書の作成等> <ul style="list-style-type: none">・ 設計図書へ石綿等の使用状況を反映
	設計者による事前調査の結果を施工者と共有
施工段階	<施工者による事前調査> <ul style="list-style-type: none">・ 石綿則及び大防法に基づく事前調査の実施（書面調査及び目視調査）・ 事前調査の結果の報告（発注者、札幌市（環境局）、労働基準監督署）・ 施設管理部局への調査結果の報告（設計時からの変更がある場合） <調査結果を踏まえた施工> <ul style="list-style-type: none">・ 施工計画書の作成・ 飛散防止対策マニュアルに基づき施工・ 作業完了の報告

※各段階において、別途発注業務や工事がある場合は情報共有を行うこと。

2 予算見積時における取組

石綿等が解体等工事の作業範囲に使用されている場合、撤去処分費及び適正な施工期間の確保が必要となる。そのため、石綿等の使用状況によって、工事費、工期が大きく異なる可能性があることから、予算見積段階から以下の項目により石綿等の使用状況を事前に確認し、適正な予算及び工期等の確保を図る。

(1) 施設管理部局への石綿等の使用状況の確認

「札幌市市有施設アスベスト管理台帳」の点検調査結果から石綿等の使用状況や封じ込め等の改修履歴を確認するとともに、必要に応じて施設管理部局から聞き取り等を行う。

(2) 既存設計図書等の確認

既存の設計図書、しゅん功図、維持保全記録等（以下「既存設計図書等」という。）による製品名等の確認や、別途実施済みの分析調査報告書等の確認により、石綿等の使用状況等を確認する。

(3) 現地目視調査

(1)、(2)の調査に併せて、必要に応じて現地にて目視確認を行う。

(4) 含有が不明な場合の対応

(1)～(3)のいずれの方法でも石綿の含有状況が不明な建材がある場合は、含有していたとしても事業が成り立つかを検討したうえで、原則、工事発注までに分析調査を行うこととする。ただし、石綿等が使用されているとみなす（以下「みなし含有」という。）ことも可能とする。なお、みなし含有とする場合は、調査費、工事費等のコストや工期等への影響を検討したうえで判断すること。以下同じ。

3 設計業務における取組

石綿則及び大防法で求められている解体等工事の発注者としての配慮義務を果たすため、原則、設計業務において石綿等の使用状況を調査することとし、当該調査が適切に行われるよう、発注者としては以下の取組を行う。

(1) 設計業務の委託特記仕様書等の作成等

ア. 石綿等の使用状況調査（分析調査以外）

解体等工事の設計を行う場合は、原則、石綿等の使用状況調査（分析調査を除く）を実施することとし、その旨を委託特記仕様書に明記するとともに、調査に伴う費用を計上する。

イ. 分析調査

2(4)の含有が不明な建材について設計業務に併せて分析調査を実施する場合は、その旨を委託特記仕様書に明記し、ア.の費用とは別に分析調査費を計上する。また、適切に調査が行われるよう別途分析調査の特記仕様書を作成する。

(2) 既存設計図書等の提供

設計業務の着手時に、既存設計図書等や別途実施済みの分析調査報告書等の資料を設計者に貸与する。

(3) 設計者による事前調査

ア. 事前調査の実施

(2)により貸与した資料等による書面調査及び現地を目視調査を設計者に実施させる。なお、目視調査については原則非破壊の調査とし、構造上目視により確認できない部分については、その旨をウの報告書に記載させること。

イ. 追加調査

(1)の仕様書に定めた調査により、石綿の含有状況が不明な建材が新たに発覚した場合は、原則新たに分析調査を行うこととし、設計者と協議のうえ必要に応じて分析調査費の設計変更を行う。なお、みなし含有とすることも可能とする。

ウ. 調査結果報告書の作成

(1)の各調査の成果品として、調査結果を取りまとめた報告書(参考様式「石綿事前調査等結果報告書」)を設計者に提出させ、その内容を確認する。

(4) 調査結果の施設管理部局への報告

当該建築物の石綿等の使用状況を施設管理部局と共有するため、(3)の石綿事前調査等結果報告書により施設管理部局に調査結果を報告する。ただし、解体工事で当該建築物が除却される場合は、施設管理部局に説明のうえ省略することも可能とする。

(5) 設計図書への調査結果の反映

(3)の調査結果を基に、石綿等の使用状況や施工方法(養生等必要な措置を含む)を設計図書に反映するよう設計者に指示し、その内容を確認する。

また、施工者による事前調査を徹底させるために、工事特記仕様書に、事前調査の実施及び注意事項等について記載させる。

4 工事における取組

工事では、石綿則および大防法に基づく施工者による事前調査を徹底させると共に、調査結果に基づき適切な施工がなされるよう、発注者としては以下の取り組みを行う。

(1) 石綿等の使用状況等の通知

工事着手時に設計業務の成果品である石綿事前調査等結果報告書や既存設計図書等を貸与し、設計段階までの石綿等の使用状況等の情報を施工者と共有する。

(2) 施工者による事前調査

ア. 事前調査の実施

(1)で貸与した資料等を参考に、作業に係る部分の全建材について施工者に事前調査を実施させる。なお、構造上目視により確認することが困難な材料については目視が可能となった段階で調査を実施させる。

イ. 追加調査

事前調査により、石綿の含有状況が不明な建材が新たに発覚した場合は、原則新たに分析調査を行うこととし、施工者と協議のうえ必要に応じて分析調査費の設計変更を行う。なお、みなし含有とすることも可能とする。

ウ. 発注者への結果報告

石綿則および大防法に基づき、施工者から事前調査結果の報告を受け、内容を確認する。なお、工事主任が報告書に署名するなど報告を受けたことがわかるような記録を残す。

エ. 労働基準監督署及び札幌市への報告

石綿則および大防法に基づき、施工者が事前調査結果を労働基準監督署及び札幌市（環境局）へ報告を行っていることを確認する。

(3) 事前調査の結果に伴う変更への対応

事前調査の結果により、新たに石綿等が発覚した場合は、施工者と協議のうえ必要に応じて撤去処分費及び工期の設計変更を行う。

(4) 調査結果の施設管理部局への報告

施工者による事前調査により、3（5）の設計業務完了時の施設管理部局への報告から変更が発生した場合は、石綿事前調査等結果報告書の内容を更新し、施設管理部局に最終的な調査結果を報告する。ただし、解体工事で当該建築物が除却される場合は、施設管理部局に説明のうえ省略することも可能とする。

(5) 施工方法の確認等

事前調査により石綿等と判断された建材については、施工計画書を作成させ、飛散防止対策マニュアル等に基づいた施工となっているか事前に確認を行う。

(6) 各種届出の確認等

飛散性の高い石綿含有建材（レベル1、2）の除去等の作業が発生する場合は、以下のとおり各種届出が必要となるため、大防法に関わるものは発注者が届出を行い、労働安全衛生法、石綿則に関わるものは施工者が届出を行っているかを確認する。

ア. 大防法関係

	対象	届出者等	提出期限	備考
特定粉じん排出等作業実施届	レベル1、2	発注者 → 札幌市（環境局）	作業実施の14日前	
特定粉じん排出等作業完了届	レベル1、2	発注者 → 札幌市（環境局）	作業完了日から60日以内	札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく届出

イ. 労働安全衛生法・石綿則関係

	対象	届出者等	提出期限	備考
建設工事計画届	レベル 1、2	事業者 → 労働基準 監督署	作業実施の 14日前	建設業、土石採取 業の事業者に限る

※建設業、土石採取業の事業者以外については、石綿則に基づき建築物解体等作業届が必要となる。

(7) 事前調査後に新たな石綿含有建材が発覚した場合の対応

施工時に、飛散性の高い石綿含有建材（レベル1、2）が発覚した（疑いを含む）等の石綿飛散につながる事態が確認された場合は、施工者へ作業の中止を指示するとともに、直ちに施設管理部局、所管の労働基準監督署及び環境局（環境対策課）に報告する。

施設を利用しながらの改修工事の場合は、施設管理部局と連携して当該範囲の利用を中止する等の対応を検討する。

(8) 作業完了の報告

大防法に基づき、石綿等の除去等の作業が完了した際には、施工者から作業結果の報告を受け、その内容を確認する。なお、工事主任が報告書に署名するなど報告を受けたことがわかるような記録を残す。

5 別途発注工事等との情報共有

関連する別途発注業務や工事がある場合は、必要に応じて担当者間で情報を共有するとともに、受託者間でも事前調査結果を共有するように指示をする。

6 石綿飛散防止対策の周知徹底

発注部局及び施設所管部局の担当職員が石綿飛散防止対策に関する知識を取得できるよう、札幌市アスベスト問題対策会議は、本要領及び飛散防止対策マニュアル等の石綿飛散防止対策について周知徹底を行う。

また、必要に応じて各発注部局においても、研修等を実施し職員の技術力向上を図る。